

金庫は本件を通勤災害と判定したようであるが、本件の評者であるイブ・サン・ジュー
ルは、社会保障機関と民事訴訟とは相互に独立しているのであるから、両者の判断が食い
違うのはやむを得ず、むしろ当然であると述べている。

4 出張と通勤災害

わが国では、労働者の住居から直接出張先に向う場合、および、その反対に、出張先か
ら直接その住居に戻る場合には、原則として、その全行程における災害が、業務災害とみ
なされる。労働者がいったん勤務先に出頭してそこから出張先に向う場合、および出張先
からいったん勤務先に戻ってそこから自分の住居に向う場合には、住居と勤務先との間の
経路が通勤の経路とみなされるべきことになる。

これに対して、フランスでは、出張先から直接労働者の住居に戻る場合には、これを労
働災害とみなすべきか、それとも通勤災害と認めるべきか裁判で争いがあった。

すなわち破壊院社会部判決は、出張先と住居との直接の往復の途中の事故を、習慣的な
経路上ではなく、使用者の命令によって行われた外出の途中で生じたものであるから労働
災害であるとしていた。これに対して、破壊院刑事部（付帯私訴）は、出張の途中でも、
労働者が完全な自由を回復したときにはもはや使用者の権力のもとにはなくなったとして、
その途中の災害を通勤災害とした。

この問題に決着をつけたのが、破壊院全部会判決による二つの判例であり、その理論的
根拠を与えたのは、R.ケスウ破壊院検事の意見であった（Dr. Soc. 1992. p. 1019）。この結
果、出張先から直接住居に戻る場合の災害は、原則として、通勤災害とみなされることに
なる。

判例 27 破壊院全部会判決 1992年10月30日（第1事件） Dr. Soc. 1992. p. 1028

＜事実＞①被災者であるミュージシャンXは、隣町のダンスパーティーの演奏会からの
帰途、交通事故にあった。同僚Yの車で自分の住居に送ってもらう途中の事故であった。

- ②約束された報酬には、移動費用について何も触れられていない。
- ③Yの車には楽器運送用の設備はなかった。
- ④XはYに対して、社会保障給付でカバーされない損害の賠償を請求した。本件が通勤
災害と認められれば、請求が認められる可能性が生じる。

原審は通勤災害と判示した。

○Yによる上告理由（本件は労働災害であるとの主張）

- (1)XとYは、使用者の命令により、企業の利益のために出張（移動）したのであって、
この行為は当事者の住居に戻るまで終らない。
- (2)この移動は使用者の指示通りの時間に対応するものである。

(3)この経路は、当事者の住居と労働の場所との間の習慣的に通う経路の性質をもつ。

＜判旨＞通勤災害である。

(1)労働者が未だ、あるいは既に、使用者の指示のもとにはなかったという状態において、労働が行われる場所とその住居との往復で、労働者が被災者となるすべての災害が通勤災害である。

(2)原判決は、以下のように適切な理由を採用した。

①彼らは、職業活動を行ったのち、通常の経路で (*par un itinéraire normal*) 帰途についた。

②契約には移動の手段について何らの指示もなく、彼らは経路や交通手段を自由に選択できた。

③彼らは、事故当時、もはや共通の使用者の権力のもとにはなく、完全な自由を回復していた。

判例 28 破毀院全部会判決 1992年10月30日（第2事件） Dr. Soc. 1992, p. 1028

＜事実＞S社の従業員3人（原告X、被告Yを含む）は、ボルドーの見本市に展示品を出すように命じられた。そして、一日の勤務終了後、Yは自分の車でXをその自宅に送つて行こうとして、経路上で事故を起し、Xが負傷した。XはYに対して、社会保障給付でカバーされない損害の賠償を求めた。原審は通勤災害と認定した。

Yは、以下の理由で、本件は労働災害であるとして上告した。

①本件事故は、使用者の指示による例外的な移動中のものであって、その出張は被災者の住居に着くまで終らない。

②本件は、遂行されるべき通勤の習慣性 (*caractère habituelle*) を欠いている。

③社会保障機関はこれを労働災害と認定している。

＜判旨＞通勤災害

①XとYは、見本市での彼らの労働が終ったのち、YがXを住居まで送ることにしたが、「災害は使用者の権力が行使されていなかったとき」に生じた。被災者は交通手段を選択していた。

②裁判所は、社会保障機関のとった立場に拘束されることではなく、またその「主張 (*un simple argument*) に答える義務もない」。

さて、以上の通り、破毀院は労働者が出張先から直接その住居に戻る途中の災害を通勤災害と認めた。これに対して、労働者が住居から直接出張先に向う途中の災害については大きな判決が見当らないが、**判例 24**からは、この種の事案についても通勤災害とされることがほぼ明らかになったとの考えられる。

V 通勤災害の証明

1946年法は、フランスではじめて通勤災害の規定を設け、通勤災害も「同じく労働災害とみなす」(est également considéré comme accident du travail)と規定した。

ここで、内容に入る前に、条文の用語法について述べておきたい。

フランスの法律家の間では、《considérer》という文言は、推定するという意味であつて反証を許すものであることを当然の前提にしている。ところが、日本法では、「みなす」という文言は反証を許さないということであり、反証を許す場合には「推定する」という言葉を使うのが一般的である。そこで、フランス語の《considérer》を、その内容を重視して《推定する》と訳すことも考えられるが、フランス語の辞書類には《considérer》につき推定(présomption)とか、推定する(présumer)という用語による説明がない。

以上のような次第で、本稿では《considérer》に「みなす」という日本語を当てることにする。

上記のことを前提に通勤災害の証明について考察する。

L第411条の2は、通勤災害と認められるための第一の条件として、当該災害につき、被災者等が同条に定める条件がすべて満たされていることを証明すること、または金庫がその点について十分な推定をすることができるようになること、を求める。

そして、第二次の条件として、それらの条件がみたされたときに、被災者はその災害につき「通勤災害の起因性の推定」(présomption d'impulabilité au trajet)を受けることができるうことになる。この通勤災害の起因性の推定は、わが国における「通勤による」ことの推定であると考えてよい。しかし、後述のように、この起因性の推定は、法律の明文の規定によるものではなく、狭義の労働災害の認定において判例がつくり出したものを通勤災害に当てはめたものであるところから、このような推定は許されず、「通勤による」ことの証明責任もやはり被災者側が負うべきであるという意見もある。

この点について、これまでの経緯を振り返りながら、判例の展開をフォローしよう。

1950年代のなかばから、明文の規定がないのに、破毀院はほぼ一貫して、通勤災害の被災者に起因性の推定の利益を与えるようになり、多少の紛余曲折はあったが、この傾向は現在も続いている。

すなわち、被災者がL第415条の1(旧規定)の要件の存在を証明したか、または証人尋問により金庫が上記要件の存在を十分に証明できるようになったときは、被災者はその災害が「通勤による」ことの証明責任を免れるというものである。この結果、災害が保護された経路上でかつ通常の時間帯に生じたことが証明された場合には、その災害が通勤と無関係な外部的原因による旨の立証が金庫によってなされない限り、通勤災害であると推定されることになる。

極端な例を示そう。

このケースでは、中断の存在やその原因が全く問われていないことが注目される。

判例 29 破毀院社会部判決 1961年7月6日 JCP. II. 12303 note R. L.

＜事実＞労働の場所と住居との間の通常の経路上で、労働者が死体で発見された。

原審 通勤災害である。

上告理由 明らかに行程の中止があったのに、その中断の原因が労働と関係があること、または生活に不可欠の必要によることの被災者による証明がない。

＜判旨＞通勤災害である。

本件では、被災者の通行と災害との間に起因性の存在が推定される。

被災者は労働から戻る途中で、通常の場所にいた。

中断の動機の証明責任は金庫にある。

政府は、この判例の傾向に歯止めをかけるべく、1967年8月21日のオルドナンスによってL第451条の1の改正を行い、「起因性の推定」という文言をまったく使うことなく、すべての要件の立証責任を被災者側にあると規定した。

しかし、このオルドナンスを裁可したはずの1968年7月31日の法律は、破毀院判例のはぼ従前の線を踏襲したために、上記の判例の傾向はほとんど変わることがなかった。

下記のケースは、労働の場所を出発してから11時間後に救出された被災者が、通勤災害によると推定された例である。

判例 30 破毀院社会部判決 1974年4月26日 Dr. Soc. 1974. 374

出発後、通勤経路上で11時間後に発見された被災者につき、労働の場所からその者の自宅への行程で、通常の通勤の時間帯で災害が生じたとの十分な推定があるとされた例

＜事実＞Xは運送会社の運転手であったが、①1970年11月4日20時頃に労働の場所を離れ、15分後に原付自転車で自宅に向け出発したが（自宅まで15km）、交差点で交通信号の柱に激突して転倒、失神した。②翌5日4時30分頃意識を取り戻し、徒步で自宅の方向に歩き、7時30分頃、救急車に救助された。③頭蓋骨外傷、耳から出血、両眼とび出す。④Xの供述通り、災害現場で手袋とベレーが発見された。

以上の物的状況の確認は、Xに対する証人尋問の結果に一致する。

Xの説明は、救急車の中で隊員にXが話したこととも一致する。

＜判旨＞原審の判断は正当。通勤災害である。

Xの災害は、通勤経路上の通常の時間帯にかつ労働の場所から自宅への行程上で生じたことを認めるに「十分な推定」(presomptions suffisantes)ができる。

さらに下記のケースでは、通勤災害につき、就労と関係があれば、第三者の加害の動機は問われないとした判示がなされている。

判例 31 破毀院刑事部判決 1975年4月9日 D. 1975. 577 note A. D.

＜事実＞1969年1月3日午前8時15分頃、男Aが愛人Bの夫Cにピストルで撃たれて死亡した。Aが出勤のため車のハンドルに手をかけたところであった。Aは数ヵ月前からBと一緒にBのアパートで暮していた。

金庫は、本件が通勤災害であるとして労災保険給付を行い、Cに対して相当額を求償した。

原審が金庫の請求を認めたのに対して、Cは、労災保険制度は、雇用との関連性がある危険から労働者を守る制度であって、本件とは関係がないとして、上告した。

＜判旨＞上告棄却、通勤災害である。

Aは通勤の時間と行程（場所）にいたこと、およびAの職業的義務を考慮すると通勤災害と認められる。

災害の原因や被った危険の性質は重要ではない。

上記のケースにつき、評釈者のA. D. は、概略次のように説明している。

破壊院判例は、一貫して、通勤災害は交通事故保護であるといつて來たが、それが本件に当てはまるのか。本件でAが危険にさらされたのは、彼自身の私生活上の個人的行為によるものではなかったか。

裁判所は、被災者の行動の動機や意図に対するチェックをしていないようである。加害者の動機は通勤災害の認定にも無関係というべきか。

あえていえば、本件は次のようになろう。

Cは、Aの仕事が午前8時30分に始まるので、7時45分頃にAがBに会うためにBのアパートを訪れるだろう知っていた。Aは出勤のためにその時刻に、そしてその場所にいたのであって、職業関連性がある。

判例はさらに進化する。下記のケースは、通勤時間中に通勤の場所で死亡したケースにつき、いかなる「できごと」（événement）も認められない場合でも、起因性の推定を受けるとされた例である。

判例 32 破壊院社会部判決 1978年3月22日 JCP 1979.13107 note A. Huguet

＜事実＞1974年7月30日、金物屋の倉庫係Aは、昼の12時頃仕事を終えて、食事のため自宅に戻ろうと歩いていたが、同12時30分頃、突然身体の不調を訴えて倒れ、意識を取り戻すことなく、2時間後に死亡した。

金庫は通勤災害とは認められないと判示した。

原審も、概略下記の理由で、原審の請求を棄却している。

本件疾病が労働の時間および場所において生じたものではなく、また被災者の通勤中に外部的で激しいできごとが襲ったとは認められないので、本件には「起因性の推定」の適

用はない。

＜判旨＞破棄差戻し（通勤災害である）

被災者が通勤の時間および場所で死亡した場合には、起因性の推定を受ける。

労働に完全に外部的な原因を示すべきは金庫の責任である。

本件の評釈者のA. Huguetは、判例が遂にここまで来たかとして下記のように述べている。

このケースでは被災者の疾病の原因となるべき「できごと」の証明がないのに、起因性の推定をしており、二重に問題がある。

狭義の労働災害につき、「労働の時間および場所において生じた災害は労働災害と推定する」という判例法理が確立されているが、その第一の条件は「災害」の存在が認められることである。災害の証明なくしてこの推定の法理は適用の余地がない。

第二に、労働災害につき上記の起因性の推定が認められるのは、災害が一般に被災者の使用者または同僚の目の前で（あるいは監督できる範囲で）発生するからである。これに反し、通勤災害は、一般に、企業関係者の目の届かないところで発生する。したがって起因性の推定の前提条件がないのである。

もともと、L第415条の1（現行、L第411条の2）には、労働災害についても、通勤災害についても、明文の推定規定は存在しない。しかし、上記の理由で、判例は早くから、労働災害につき起因性の推定を認めてきた。これに対し、1946年法で通勤災害が制度化され、通勤災害も「同じく、労働災害とみなされる」と規定されたことから、判例はこの規定を深読みするようになったといわれている。

下記のケースは、さすがに「災害」の存在が認められないとして、通勤災害ではないとされた例である。

判例 33 破毀院社会部判決 1978年6月8日 JCP. 1979. 13107

＜事実＞Xは、映画館の切符売り兼案内嬢であったが、1974年3月16日の23時45分頃、勤務先から自宅に戻る途中、左肘を骨折したとして、翌日、診断書を添えて、雇主に申出した。

原審は、下記の理由で本件を通勤災害と認めた。

①勤務終了時の23時20分頃は、Xの健康状態に異常はなかった。

②深夜のため、事故を誰にも告げることができず、またXの申出には信憑性がある。

＜判旨＞破棄差戻し（本件は通勤災害ではない）

Xは、L第415条の要件事実の証明をしていない。

Xはたとえ善意であったとしても、本件ではXの供述以外には何もない。

通勤災害の証明との関係で留意すべきは、控訴審判決に対する破毀院のコントロールについてである。以下に述べるように、通勤災害関連の訴訟事件があまりにも多く破毀院に

持込まれるところから、すでに1950年代から、破毀院は通勤災害関連の控訴院判決に対するコントロールをすべきでない、通勤災害に関する控訴院の判断をそのまま認めるべきである、破毀院によるコントロールの権限を放棄すべきである、との判決がしばしば下されて、現在もなお流動的な状況にある。

判例 34 破毀院連合部判決 1956年4月27日（第二事件） D. 1956. 468

＜事実＞被災者は、1949年9月8日、勤務からの帰り道で、交通事故にあった。

途中、シャワーを使うために寄り道をしたときの事故であった。

原審は下記の理由で通勤災害と認めた。

①被災者は、ほこりの多い作業に従事していたのに、事業場にはシャワーの設備がなかった。

②暑い季節であった。

③被災者は、毎日、自分の「庭」に設備をしていたシャワーに通っていた。

④労働の場所と上記の衛生設備との間の一番の近道を通りていた。

上告理由は下記の通り。

①被災者は、シャワーのために寄り道をして、通常の（normal）行程をたどっていない。

②雇用と無関係な、個人的利益によるものである。

＜判旨＞通勤災害

①事実審裁判官の終局的な（souveraine）認定によって、本件が通勤災害であると終局的に（souverainement）判断し、評価した。

②毎日のシャワーの使用は、労働条件によって課せられた必要性に基づくもので、雇用と無関係な、個人的利益を満足させるためのものではない。

判例 35 破毀院全部会判決 1985年12月13日 Dr. sOC. 1986. P. 158

＜事実＞被災者（母親である労働者）は、勤務終了後、ベビーシッターの家で子供達を取り、ついで視力矯正眼科で診療を受けさせたのち、帰り道の通常の経路に着いたところ、交通事故で死亡した。

上告理由は下記の通り。

被災者は帰り道の通常の経路に至る前に、その経路とは「反対の方向に」行程をたどったのであって、通常の経路に復したのは勤務終了後1時間以上経つてからである。

＜判旨＞原審（ボワティエ控訴院）は、終局的に、通勤災害と判示した。

しかし、下記のように、破毀院はその全部会判決で、控訴院による通勤災害の認定に対するコントロール権行使した例もみられる。

判例 36 破毀院全部会判決 1987年7月3日 D. 1987. p. 578

＜事実＞タイヤ製造会社ミシュランに使用されていた労働者Mは、1978年3月14日に負傷した。彼はその日の労働時間が終ったばかりで、雇主から提供されていた駐車場で二輪車に乗ろうとした時に被災した。原審は、本件災害は通勤災害であって労働災害ではないと判断していた。

本件は、使用者である㈱ミシュランが、本件は労働災害であるとの社会保障機関の判断を不服として、提訴したものである。労働災害とされるとメリット制の適用によって企業が不利益を被るからである。

＜判旨＞本件は以下の理由で、通勤災害でなくて労働災害であり、破棄差戻しを免れない。

①労働災害に関する規定の解釈から、労働者が使用者の権力と監督に服している限りで、その労働者は労働の時間と場所にある。労働のポストを離れたばかりで、なおその者が雇われている事業場の構内にいる時の労働者は、この場合にあたる。

②災害は、事業場長がその組織、管理および監督権限を行使している企業の施設内で起こったものであり、かくしてその労働者はなお使用者の権力のもとにあり、未だ、完全に独立して労働の場所と住居とをつなぐ経路についていたとはいえない。したがって原審判決は、法令の規定を誤って適用したもので破棄差戻しを免れない。

にもかかわらず、近時、以下に示すように破毀院判例の大勢はコントロール権を使用しないという方向に傾いているようである。

判例 37 破毀院社会部判決 1995年3月16日 GADSS p. 403

＜事実＞被災者は、いつものように女友達をその勤務先に送っていくため自分の住居から労働の場所への一番の近道である経路を逸脱し、彼女を勤務先で車から降ろした後、交通事故にあった。控訴審は通勤災害にあたると判断した。

金庫の側は、原審判決（クレルモン 1992年10月1日）を不服として、以下の理由で、本件上告に及んだ。

本件災害は被災者の住居と労働の場所との間でたどられるべき経路と異なる経路上で生じたもので、目的の場所は全く別のものであった。なぜならそれは彼女の労働の場所であったからである。この場合、経路の変更の動機は問題とならないのであって、第一審裁判所が本件災害を通勤災害と認定したことは違法である。

＜判旨＞通勤災害である。

控訴審は、終局的に控訴審が分析した原因状況を考慮して本件災害は通勤災害を構成すると決定したものであって、上告には理由がない。

そして、下記の判決の論告で、担当検事はコントロールの対象となる事項とならない事

項を次のように明示した。

○コントロールが維持されるべき事項

- ①経路が通常のものであるか
- ②逸脱または中断の存在

○コントロールから外れるべき事項

- ①通勤災害と労働災害との区別
- ②経路の始点、終点
- ③中断中に生じた災害の法的位置付け

判例 38 破毀院社会部判決 1996年3月21日 Dr. Soc. 1996. 509

<事実>労働法典第412条の10によれば、全従業員に参加が認められる労組の集会は、使用者の同意を得て、労働時間外に、企業施設内で聞くことができる、と定められている。

被災者は、作業終了直後に、その集会に参加し、その後で習慣的な行程によって自宅に戻る途中で交通事故にあった。

被災者が組合員であったか否かは重要ではない。

控訴院は、適法に、この労働者が通勤災害の被災者であると判断した。

VI 通勤災害の被災者等による使用者や同僚等に対する損害賠償請求

1 通勤災害の被災者等による使用者や同僚等に対する損害賠償請求の復活

通勤災害が被災者等の使用者や同僚等によって惹き起こされた場合に、その使用者や同僚等に対して、被災者による一般法上の損害賠償請求を認めるべきか、1946年の立法当初から争いがあったが、1963年法で解決され、1985年のバダンテ法で補強された。

以下、関係規定の枠組みの概略を述べる。

L 第451条の1 関係規定の適用がある場合を除き、本法に定める労働災害および職業病の給付を受ける者は、原則として加害者に対して一般法上の損害賠償請求をすることができない。

L 第454条の1 社会保険の被保険者（労働災害または通勤災害の被災者）が被った損傷が使用者又はその被用者（préposé）以外の者によって生じたときは、被災者又はその遺族は、その損害が本編の適用によって填補されない範囲で、災害を惹き起こした者に対して、一般法の原則に従って、生じた損害の賠償を求めることができる。

L 第455条の1 通勤災害が、使用者又はその被用者、あるいは又、より一般的に、被災者と同じ企業に所属する者によって惹き起こされたときは、災害を起こした責任がある者に対して、一般法上の損害賠償請求をすることができる。

上記のL第455条の1は、判例法における大論争の末に、1963年8月6日の法律によって、社会保障法典旧第470条の1として挿入されたものである。「労働災害や通勤災害の被災者は罰せられる」（労働災害や通勤災害の被害者等が一般法の損害賠償請求が認められないことから、私傷病に比べて、かえって不利になる場合がある）という関係者の指摘に少しでもこたえようとしたものであるといわれている。

この立法の前年に出された、通勤災害の被災者の請求を認めないとした判例を紹介しておこう。

判例 39 破毀院連合部判決 1962年6月27日 JCP 1962.12798

〈事実〉1957年1月23日23時頃、ルノーの労働者Aは、原付自転車で帰宅の途中、同じルノーの職員Yの四輪車にはねられて死亡した。Aの遺族Xらは、社会保障給付でカバーされない損害の部分について、Yに対して賠償請求をした。

パリ控訴院、オルレアン控訴院はいずれもXらの請求を認めたが、破毀院刑事部および同社会部はXらの請求を認めず、事件は破毀院連合部に持込まれた。

担当検事は、法改正を待つことなく、判例変更によって、Xらの請求を認めるべしと論告した。

＜判旨＞通勤災害とは認められない。

法は、通勤災害が固有の意味の労働災害と同一の制度に服すべきことを求めている。

同一の企業の労働者間の災害には、労災民訴を禁じた第470条の適用がある。

2 バダンテ法 (Loi Badinter、交通事故の被災者の状況の改善と賠償手続の促進を目的とする1985年7月5日の法律)

この法律は、大きく二つの部分から成っている。

第1章は、交通事故の賠償に関するものであり、第2章以下は、事故の原因を問わず、すべての損害賠償事件に適用されるものである。この法律の規定に反する従前の法令の規定は効力を失う。

第1章は、交通事故の加害者である自動車の運転者および保管者につき、その責任要件を厳格にして、免責事由を限定した。特に社会的弱者である被災者に手厚い保護が加えられている（16歳以下の者、70歳以上の者および重度障害者が運転者でなかった場合に、故意による場合を除き、過失相殺をされない）。もっとも、フランスでは、すでに19世紀末に、民法典1384条1項に基づく無生物責任（無過失責任）が判例によって認められており、実体法の面ではそれ程大きな変革ではないといわれている。

このほか、加害者の「保険者」に対して、一定期間内に、賠償（和解）の申出をすることを義務付けた。

第2章は、第三者支払人（一般に、社会保障機関、また場合により、使用者）による損害賠償責任を負うべき者（例、交通事故の加害者およびその保険会社）に対する求償手続を定めたものである。

①社会保障機関の損害賠償責任を負うべき者に対する求償は、「代位」の性質をもつ。不就労期間について使用者が引続き支払う賃金諸手当相当額（休業補償）の損害賠償責任を負うべき者に対する求償も同様である。

②これに対して、使用者等の許し難い過失を理由とする被災者等の法定限度内の慰謝料請求は、直接請求権による。

③療養費の支払い責任を負う社会保障機関は、損害賠償請求を負うべき者およびその保険者に対してその他の社会保障給付を支払うべき機関を代表する。

第3章では、以下の事項について定める。いずれも重要な規定である。

①民法上の不法行為の損害賠償請求権の消滅時効を10年と定めた。これを30年と定めていた民法の規定の大改正である。

②共通判決の呼出しに関する規定を整備した。すなわち、被災者およびその遺族は、損害賠償請求訴訟のどの段階においても、共通判決 (jugement commun) を求めて、その者が加入している（していた）社会保障金庫を呼出さなければならない。この呼出しの手続を欠く場合には、関係社会保障金庫が、実体判決の無効を主張することができる。

③裁判所は、その裁量により、年金か一時金か、損害賠償の支払い方法を決定する。